

LEADBRAIN TIMES

[JUNE 2023]

会社経営に必要なひと、お金、目標を相談できるパートナーでありたい

vol. 037

MONTHLY COLUMN
今月のお役立ちブレイン大幅制度変更！
事業再構築補助金の
最新概要民間ゼロゼロ融資等の
返済負担軽減のための
『コロナ借換保証』が開始！今月の
労務注目情報MONTHLY RECOMMEND
今月のおすすめ飲食店
活菜や ちまき

今月のごあいさつ

労働者不足は
怖くない？

リードブレイン代表・皆川知幸

5月に入り、新型コロナウイルス感染症が正式に5類へ移行したこともあり、全国各地賑わいをみせております。インバウンドの回復も順調で、京都・東京などは本当にいたるところで外国人観光客を見かけるようになりました。GDPも3年ぶりに第1四半期でプラス成長になるなど、経済全体が活性化・回復してきていますが、同時に深刻な問題は労働者不足です。需要予測が立てやすいこの時期に、労働者不足のため、お店を開けられない、入客を絞るなど、厳しい状況にある会社が大変多いです。折角の回復基調で、収益化を目指すこの時期に売上をあげることができない経営者の苦しみは想像を絶するものです。

この労働者不足問題はマクロでみれば人口減少期に入った日本では当然のことですが、改めて各社本気の対策を迫られます。

人出不足の課題解決には、以下のような方法が考えられます。

- ① **技術の導入と効率化:** 技術の導入により、労働力の補完や効率化を図ることができます。自動化やロボット技術、AIの活用など、作業の効率化や生産性の向上を図ることで、限られた労働力でより多くの作業を行うことが可能となります。
- ② **教育・研修の充実:** 人出不足の課題に対処するためには、労働者のスキルや能力を向上させることが重要です。教育・研修の充実により、労働者の専門知識や技術を高めることができます。これにより、少ない労働力でも高品質な仕事を達成することが可能となります。

- ③ **業務プロセスの見直し:** 業務プロセスの見直しにより、労働力の負担を軽減することができます。業務の効率化や改善を図り、無駄な作業や手間を削減することで、少ない人数でより多くの業務を遂行することができます。

- ④ **外国人労働者の活用:** 外国人労働者の積極的な活用は、人出不足を緩和する方法の一つです。必要な手続きやサポート体制を整備し、外国人労働者の受け入れや就労を円滑化することが重要です。また、言語教育や文化的な理解を促進する取り組みも重要です。

いかがでしょうか？これらの対策は、労働力不足に直面する企業や産業、地域が状況に応じて検討し、実施することが求められます。また、政府や関係機関が適切な政策や支援策を提供し、人出不足の課題に対処する取り組みを推進することも重要です。そして重要なことはこれらの取り組みにはすべて公的支援が紐づいているということです。①の対策ではIT導入補助金、②の対策では人材開発助成金リスクリングコース、③の対策では業務改善助成金などが活用できます。④に関しても技能実習制度や特定技能の改正などが予定されております。

労働者不足はもはや解決できない問題です。ただ、それに悲観しても仕方がないので、対策とセットで公的制度をフル活用して、状況を打破していくことを目指しましょう！

大幅制度変更！ 事業再構築補助金の最新概要



令和5年度に入り、5月8日には新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行する等、長引くコロナ禍も大きなターニングポイントを迎えています。コロナ禍をきっかけに始まった大型補助金「事業再構築補助金」においても事業者を取り巻く環境や政府の方針に応じて制度内容が大

幅に改定されました。この改定で、これまで事業再構築補助金を活用できなかった事業者が活用できるようになる、反対に過去に申請歴はあるものの今回からは申請ができなくなるというケースがでてきます。今回はその詳しい内容を解説していきます。

第10回事業再構築補助金のポイント

1 成長枠(旧通常枠)の売上高減少要件が撤廃



これまでコロナ前後で10%の売上減少等が求められていた「通常枠」が無くなり「**成長枠**」が新たに創設されました。この成長枠では売上減少の要件が無くなるため、売上高が減少している企業でなくても申し込めます。しかしながらこの成長枠の個別要件として、新たに取組む事業が市場規模が10%以上拡大する業種・業態の(指定された)事業であること【市場拡大要件】そして、事業終了後3~5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させる【給与総額増加要件】の2つが課せられるため、申請にはある程度のハードルが設けられています。



市場拡大要件の
指定業種は
こちらから→

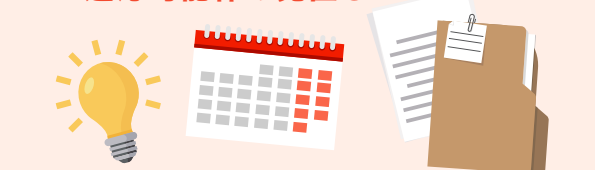


2 コロナや物価高騰で引続き業況が厳しい企業への支援継続



第9回までのコロナや物価高騰の影響を受け、厳しい業況にある事業者を支援する「回復・再生応援枠」「緊急対策枠」が、第10回では「**物価高騰対策・回復再生応援枠**」としてまとめられます。第9回までの大きな違いとして、**売上減少要件が30%から10%に緩和**、そして**減少要件の比較時期が2022年1月以降**となります(第9回の回復・再生応援枠は2021年10月以降)。つまり、売上減少率は緩和されたものの、コロナが沈静化し始めた2022年以降に業績が回復している場合は対象とならないケースも考えられます。

3 事前着手制度の対象期間や適応可能枠の見直し



事前着手制度とは補助金の交付決定前に支払、契約した経費も補助対象経費とすることができる制度です。本来補助金は原則交付決定日以降に契約や支払を行う必要がありますが、事業再構築補助金に関してはこのような特例が認められています。この事前着手制度の対象期間が第10回公募においては**2022年12月2日以降**となります(第9回は2021年12月20日以降)。さらに本制度を活用できる事業類型は最低賃金枠、物価高騰対策・回復再生応援枠、サプライチェーン強靱化枠に限定されます。

第10回公募の全体像

	成長枠	グリーン成長枠 エントリー/スタンダード	産業構造転換枠	最低賃金枠	物価高騰対策・回復再生応援枠
概要	成長分野への大胆な事業再構築(取り組む事業が、過去~今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上拡大する業種・業態に属する)	研究開発/人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題解決に資する取組	国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者の事業再構築	最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者の事業再構築	業況が厳しい事業者や、原油・物価高騰等の影響を受けている事業者の事業再構築
個別要件	✓ 市場拡大要件 ✓ 給与総額増加要件	✓ グリーン成長要件 ✓ 給与総額増加要件 ✓ 補助率引上要件	✓ 市場縮小要件	✓ 売上高減少要件 ✓ 最低賃金要件	✓ 売上高減少要件
共通要件	✓ 事業再構築要件		✓ 認定支援機関要件		✓ 付加価値額要件
事前着手	×	×	×	可能 令和4年12月2日以降	可能 令和4年12月2日以降
既採択者が別事業で申請	×	可能 ✓ 別事業要件 ✓ 能力評価要件	可能 ✓ 別事業要件 ✓ 能力評価要件	×	×
補助金額の最大額	20人以下: 2,000万円 21~50人: 4,000万円 51~100人: 5,000万円 101人以上: 7,000万円	20人以下: 4,000万円 21~50人: 6,000万円 51~100人: 8,000万円 中堅企業: 1億円※	20人以下: 2,000万円 21~50人: 4,000万円 51~100人: 5,000万円 101人以上: 7,000万円	5人以下: 500万円 6~20人: 1,000万円 21人以上: 1,500万円	5人以下: 1,000万円 6~20人: 1,500万円 21~50人: 2,000万円 51人以上: 3,000万円
補助率	中小企業者 1/2(2/3) 中堅企業 1/3(1/2)	中小企業者 1/2(2/3) 中堅企業 1/3(1/2)	中小企業者 2/3 中堅企業 1/2	中小企業者 3/4 中堅企業 2/3	中小企業者 2/3(3/4) 中堅企業 1/2(2/3)
	()は大規模賃上げが条件	※エントリー枠の補助金額			

※卒業促進枠/大規模賃金引上促進枠は、成長枠・グリーン成長枠を通じて、中堅事業に成長する/大規模な賃上げに取り組む事業者に対する上乗せ支援 ※他、補助金額最大5億円のサプライチェーン強靱化枠もあり

スケジュール

応募締切

2023年6月30日(金)
18:00

※令和5年度末までに
3回程度の公募を実施予定

このように第10回公募では事業類型(申請枠)や要件等が大きく変わり、さらに内容も複雑になっています。そのため少しでも新たな事業への転換や補助金の活用を検討している場合はお早めにお近くの認定支援機関へご相談下さい。

補助金申請サポートサービス

事業再構築補助金のお悩みを認定経営等革新機関の当社が
全国どこでもサポートいたします！

補助金申請サポート料金

着手金..... 5万5千円(税込)
成功報酬..... 交付決定時 交付決定額の5%
成功報酬..... 補助金入金時 交付決定額の5%

事業再構築補助金
申請サポートの詳細
はこちら



民間ゼロゼロ融資等の返済負担軽減のための『コロナ借換保証』が開始！

2022年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響の下で債務が増大した中小企業者の収益力改善等を支援するため、借換え需要に加え、新たな資金需要にも対応する「コロナ借換保証」が2023年1月10日から開始されました。

背景

2020年3月から始まった民間ゼロゼロ融資の返済開始が2023年7月～2024年4月に集中する見込みであり、また長引く新型コロナウイルスの影響で資金繰りが悪化した企業が多いため、借り換え需要が高まることが挙げられます。

民間ゼロゼロ融資とは

ゼロゼロ融資とは、日本政策金融公庫や民間金融機関がコロナ禍で売上が減少した中小企業や個人事業主に対して実施した、実質無利子・無担保の融資です。

目的

民間ゼロゼロ融資からの借り換えに加え、他の保証付融資からの借り換えや、事業再構築等の投資に必要な新たな資金需要にも対応する新しい保証制度を創設することで、コロナの

長期化や物価高騰など厳しい環境下の中で、積み上がった債務の返済負担への対応や、前向きな取組の促進を支援することが目的です。

内容

一定の要件を満たした中小企業者が、金融機関との対話を通じて『経営行動計画書』を作成したうえで、『金融機関による継続的な伴走支援を受けること』を条件に、借入時の信用保証料を大幅に引き下げる制度です。

▼ 経営行動計画書とは

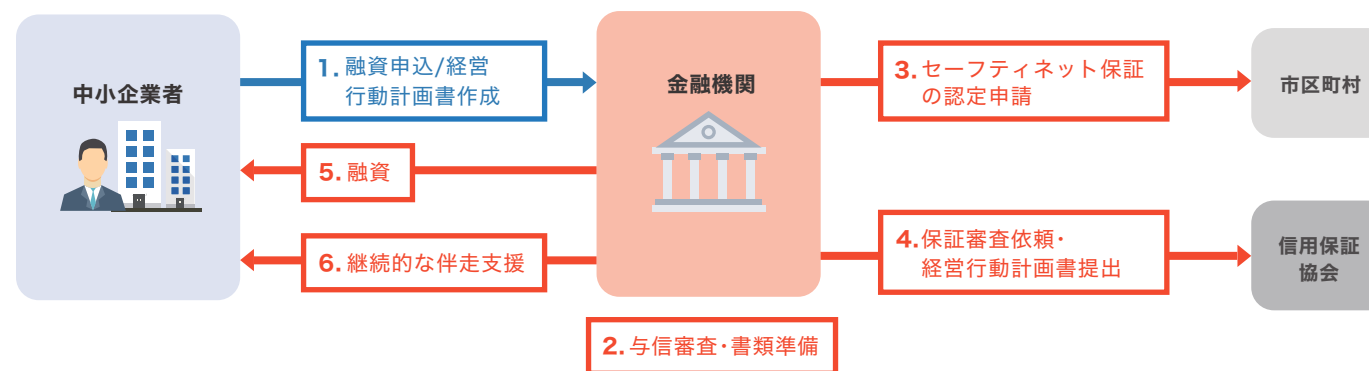
この制度では「経営行動計画書」の作成が求められます。具体的には右記のような項目を記載する必要があります。分量はそれほど多くありませんが、取引金融機関や保証協会を納得させる計画書を作成しなければなりません。上記の項目を具体的な根拠を示し、分かりやすく、整合性の取れた内容で記載する必要があります。そのためには現状を正しく認識・分析したり、会計資料を読む知識も必要になります。

- ✓ **現状認識**（事業概要、強みや弱み、経営状況、課題など）
- ✓ **財務分析、計画**（収支計画、借入状況など）
- ✓ **今後5年間のアクションプラン**（目標や課題に対する具体的な対策など）

制度概要

要件	金融機関による伴走支援と『経営行動計画書』の作成 + ①～④のいずれか1つ	
	※①②はコロナ影響の場合は、前年同期ではなくコロナ前比較でも可能。	
要件	① セーフティネット4号の認定 売上高が20%以上減少。直近1ヶ月の実績+その後2か月の見込みを前年同期と比較	② セーフティネット5号の認定 売上高が5%以上減少している指定業種。直近3か月（実績）と前年同期の比較
	③ 売上高が5%以上減少 直近1ヶ月（実績）と前年同月比較	④ 売上高総利益率/営業利益率が5%以上減少していること 直近1ヶ月（実績）と前年同月比較または直近2年の決算書比較でも可
	保証限度額	1億円(100%保証の融資は、100%保証での借換が可能)
	保証期間	10年以内(5年以内据え置き)
金利	金融機関所定	
保証料	0.85%等→0.2%等へ大幅引き下げ	
取扱期間	2024年3月31日までに信用保証協会へ申し込み	

手続き



経営行動計画書の作成はリードブレンにお任せください

先程も述べた通り、「経営行動計画書」に記載するための現状認識、財務分析、アクションプランを経営者様おひとりで行うことは決して容易ではありません。そこで当社では、コロナ借換保証制度活用のための『経営行動計画書の作成』を承っております！

経営行動計画書作成

50,000円+税/社



「経営行動計画書」の作成に関するお悩み、また今回の制度へのご不明点などありましたら、ぜひお気軽にご相談ください！

お問い合わせはこちら



今月の 労務注目情報



【令和5年度】厚生労働省関係の重要な制度変更をチェック

▼ 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率

期間	令和5年4月1日～		時間外労働	割増賃金率
主な対象者	中小企業で働く労働者とその使用者		60時間以下	25%
内容	中小企業の月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を、25%→50%に引き上げる。		60時間超	50%

✓ 深夜労働の考え方

深夜(22:00～5:00)の時間帯に行わせる場合、**深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%**となります。

✓ 休日労働の考え方

法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。
(※)法定休日労働の割増賃金率は35%です。

▼ 雇用保険料率の変更

期間	令和5年4月～令和6年3月	
主な対象者	労働者及び事業主	
内容	令和5年度の雇用保険の保険料率が決まり、現行の率から1,000分の2(労使で1,000分の1ずつ)引き上げられることになりました。	

事業の種類	内訳	雇用保険率	失業等給付・育児休業給付の料率		二事業の料率
			被保険者負担分	事業主負担分	
いわゆる一般の事業		1,000分の15.5	1,000分の6	1,000分の6	1,000分の3.5
				計 1,000分の9.5	
いわゆる農林水産業 清酒の製造の事業		1,000分の17.5	1,000分の7	1,000分の7	1,000分の3.5
				計 1,000分の10.5	
いわゆる建設の事業		1,000分の18.5	1,000分の7	1,000分の7	1,000分の4.5
				計 1,000分の11.5	

【令和6年4月】無期転換ルール及び労働契約関係の明確化

令和5年3月30日、「労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第39号)」などが公布され、令和6年4月1日から、無期転換ルール及び労働契約関係の明確化が図られることになりました。厚生労働省のリーフレットから、そのポイントを紹介します。



▼ 無期転換ルールとは？

無期転換ルールとは、平成24年8月に成立した「改正労働契約法」により、対応が必要になった雇用に関する新たなルールのことです。有期契約の期間が5年を超えて更新された場合は、有期契約労働者(契

約社員やアルバイトなどの名称を問わず、雇用期間が定められた社員。)の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換されます。

▼ 厚労省のリーフレット「2024年4月から労働条件明示のルールが変わります」より

労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます	
明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	① 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の 締結時と更新時	② 更新上限 (通算契約期間または更新回数の上限)の 有無と内容 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者に あらかじめ説明 することが必要になります。
無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	③ 無期転換申込機会 ④ 無期転換後の労働条件 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※同一の使用人との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換する制度です。

最後に

4月から新年度が始まり、それと同時に様々な制度改革も行われました。今回ご紹介した「月60時間を超える時間外労働の割増賃金率」や「雇用保険料率の変更」は特に重要ですので、必ずチェックしておきましょう。当社では、労働環境を整えるために専門の社労士が最適な

アドバイスをさせていただく「労務顧問サービス」をご提供しております。労務管理に関しての不安や、法改正に対応できていないなど、お困りごとがございましたら、下記QRコードよりお気軽にお問い合わせください。



労務顧問サービス

単なる労務管理の視点からだけでなく、多岐にわたる「人」の問題について専門の社労士が
貴社の現状に即した、最適な解決方法をアドバイスさせていただきます。

22,000円(税込)～

お問い合わせはこちら



LB広報部チョイスの
今月のおすすめ店



今月の担当:N・S

活菜や ちまき

こだわりの創作料理が盛りだくさん！ 肉・魚なしの野菜料理専門店

今月で紹介するのはJR大森駅から徒歩3分の「活菜や ちまき」です。店内は優しい音楽と木の温もりが感じられる、あたたかい雰囲気のお店です。このお店の特徴は、肉や魚を使用しない『野菜料理専門店』であること。素揚げや炭火焼きなど素材の味を楽しめるものや、チーズやホワイトソースを使わない和風グラタンなどのようなシェフこだわりの創作料理をいただくことができます。その時その時の旬な野菜を使っているの、季節によってメニューがガラッと変わるの



も楽しいポイントです。メニューは1つ1つスタッフの方が丁寧に説明してくれます。そして今回たくさんの美味しいメニューの中でも特に印象に残ったのが、お店の一押し商品でもあるポテトサラダです。普段食べているポテトサラダとは全く異なり、フライドオニオン、ニンジンのマリネ、きゅうりのバジル和え、トマト、そして大豆をメインに使ったマヨネーズならぬソイネーズがかかった茹でたじゃがいもが盛られていました。これらをいろんな組み合わせでいただくのですが、どの組み合わせも絶妙でほどよくさっぱりしており、最後まで飽きずに美味しくいただくことができました。

今回は、大森の野菜料理専門店「活菜や ちまき」をご紹介しました。皆様もぜひ旬なお野菜をふんだんに使ったお料理やお酒を楽しんでみてくださいね！

活菜や ちまき

〒143-0016 東京都大田区大森北1-38-1

MONTHLY NEWS 今月のお知らせ

これからどうする 飲食業経営!!

アフターコロナの
飲食業の経営戦略を考える！

大阪 6/13(火)

宇都宮 6/27(火)

銀座 6/28(水)

※事前申込制 各会場定員30名様

参加費
無料

このたび、リードブレイングループ主催のセミナーを開催いたします。飲食店経営者・幹部の皆さま向けに**飲食業の「お金」と「人」を中心に、アフターコロナの時代に役立つ様々な情報**をお届けします。参加費は無料となっておりますので是非お近くの方はご参加ください！皆様のご参加心よりお待ちしております。



セミナー詳細は
こちらから

※宇都宮・銀座会場においても同時開催、同様のセミナー内容を予定しております。

お申込みは
こちらから



LEAD BRAIN

経済産業省認定 経営革新等支援機関
リードブレイングループ

リードブレイン株式会社
リードブレイン社会保険労務士法人
リードブレイン行政書士法人

TOKYO OFFICE 〒101-0027 東京都千代田区神田平河町1 第3東ビル301
TEL 03 5835 2805 FAX 03 5835 2825

NAGOYA OFFICE 〒466-0051 愛知県名古屋市中区昭和区御器所 3-10-5 3階
TEL 052 890 7841 FAX 052 890 7845